

令和2年3月6日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県} \\ \text{政令指定都市} \\ \text{中核市} \end{array} \right)$

障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての
放課後等デイサービス事業所等の対応について（その4）

令和2年度の放課後等デイサービス事業所の基本報酬区分（区分1または区分2）
の算定に当たり、下記の通りの取扱いといたしますので、管内市町村に対し周知をお
願いいたします。

記

令和元年度の利用児童実績に代えて、平成31年4月から令和2年2月までの11か
月間の利用児童実績（以下「11か月実績」という）を用いて報酬区分を決定する。

ただし、令和元年度の利用実績を用いることにより区分1となる事業所について
は、令和元年度実績を用いることとして差支えない。

以上

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

TEL：03-5253-1111（内線3037，3102）

FAX：03-3591-8914

E-mail：shougaijishien@mhlw.go.jp